睦沢町中小企業等事業継続支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少している町内中小企業者等（以下「事業者」という。）に対し睦沢町中小企業等事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 町内において事業を営む者でかつ千葉県が支援する「千葉県中小

　　　 企業等事業継続支援金」の支給対象者であるもの

1. 町税等を滞納していない者
2. 申請時点で事業を継続しており、引き続き町内で事業継続する意思を

　　　 有する者

（支給金額）

第３条　支援金の額は、予算の範囲内とし、１事業者当たり１０万円以内とする。

（申請）

第４条　支援金の給付を受けようとする者は、睦沢町中小企業等事業継続支援金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（支援金の支払）

第５条　町長は、前条の規定により、申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、速やかに支援金を支給するものとする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公示の日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。